

山梨県公報

号外第十五号

平成十四年

三月十九日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表……………三
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十四年三月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
三枝武人を支援する「あしたの会」	高野聖哉	有賀雄二	東山梨郡勝沼町下岩崎三三番地	平成十四年二月十五日	平成十四年二月十八日
平塚ただし後援会	佐藤正彦	天野文二	東山梨郡勝沼町勝沼三三四六番地一	平成十四年二月十九日	平成十四年二月十九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
「中島まこと」と歩む会	五味省三	田中秀樹	甲府市羽黒町九二三番地	平成十三年十二月二十日	平成十四年二月二十六日
東山光洋後援会	富田裕久	山口清	北都留郡上野原町上野原三二七一番地	平成十四年二月二十八日	平成十四年三月五日

山梨県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。
平成十四年三月十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第12条第1項
平成12年1月1日から平成12年12月31日まで
政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 東山光洋後援会

報告年月日 平成14年3月5日

1 収入・支出の総額 〇円
 (1) 収入総額 〇円
 ア 前年繰越額 〇円
 イ 本年収入額 〇円
 (2) 支出総額 〇円
 (3) 翌年への繰越額 〇円

政治団体の名称 嶋津健一後援会（健友会）

報告年月日 平成13年3月13日

1 収入・支出の総額 〇円
 (1) 収入総額 〇円
 ア 前年繰越額 〇円
 イ 本年収入額 〇円

(2) 収入総額 〇円
 (3) 翌年への繰越額 〇円

山梨県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及び第七十五条第五項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。
平成十四年三月十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石 澤 道 夫

一四、〇五〇

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
平成十四年三月十九日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石 澤 道 夫

一三四、一六三

山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
平成十四年三月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡選挙区	六、九〇八
東八代郡選挙区	一九、三九二
西八代郡選挙区	七、三〇五
南巨摩郡選挙区	一、六八六
中巨摩郡選挙区	四四、〇九一
北巨摩郡選挙区	一六、五七九
南都留郡（西桂町を除く。）選挙区	一、六三一
北都留郡選挙区	七、七四九
甲府市選挙区	五、六三五
富士吉田市選挙区	一四、二〇六
塩山市選挙区	七、一四五
都留市 南都留郡西桂町選挙区	一〇、一三一
山梨市選挙区	八、五五〇
大月市選挙区	八、七五〇
韮崎市選挙区	八、四〇八